



平成20年8月1日

各 位

会 社 名 サイバーステップ株式会社

代表者名 代表取締役社長 佐藤 類  
(コード番号 3810 東証マザーズ)

問合せ先 経営管理室長 今坂 るみ  
(TEL. 03 — 5465 — 1500 )

## ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成20年8月1日開催の取締役会において、当社取締役に対して報酬として新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記の通り平成20年8月22日開催予定の当社第8期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高める事を目的として、当社取締役に対して報酬として新株予約権を年額6000万円の範囲で割り当てるものであります。

#### 2. 新株予約権の内容

##### (1) 報酬として割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 1,200 株を本定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の目的となる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

##### (2) 新株予約権の総数

1,200 個を本定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の数の上限とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、1株とする。

(ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

##### (3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株あたりの行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のうちいずれか高い方の金額(1円未満は切上げ)とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)および商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} + \frac{1\text{株あたり払込金額}}{1\text{株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとする。

(5) 新株予約権を使用することができる期間

新株予約権の割当日後2年を経過した日の翌日から4年以内とする。

(6) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の

取締役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

- ② 禁固刑以上の刑に処せられていないこと。
- ③ 書面により割り当てられた本新株予約権を全部または一部を放棄する旨を申し出でていないこと。
- ④ 死亡していないこと。(なお、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。)
- ⑤ その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会で併せて定めるものとする。

以上